

平成十二年十二月二十一日

平成十三年一月六日以後の日を発行日とする第十九回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件

大蔵省

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第五条第二項の規定により発行する第十九回特別給付金国庫債券で平成十三年一月六日以後の日を発行日とするものの様式の要項を次のように定める。

大蔵大臣 宮澤 喜一

寸法	全体 本券 駟札	縦二百二十二ミリメートル 横二百八十四ミリメートル 縦百十ミリメートル 横二百八十四ミリメートル 縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ 「財務省印」の白すきちらし	
表面	彩紋、唐草模様及び「駟札」の文字 地模様 「記名」、記号の文字、財務大臣の印章及び渡し期を表す文字 「日本政府」の文字 番号及びその他の文字	暗い赤紫色 うす緑色、明るい青味紫色及びうす黄色 赤色 白抜き 黒色
裏面	彩紋、唐草模様及び文字	暗い赤紫色
その他	各駟札に切取り用刷り目打ち	

（備考）第十九回特別給付金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。

